

# 地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の概要

## 基本的考え方

森林・林業基本計画に基づくとともに、地球温暖化対策推進大綱において必要に応じて柔軟に対策・施策を見直すこととされていることを踏まえ、目標の達成に必要な吸収量の確保を目指す。地球温暖化対策の推進は政府全体として取り組むべき課題であり、温暖化対策税等の新たな税財源措置を含めた、様々な角度からの検討が必要と考えられていることから、このことも踏まえ対応。

## 10カ年対策の目標

**健全な森林の整備の目標**：育成林全体約1,160万haについて、全国森林計画及び同計画に即して作成される地域森林計画等に基づき、多様で健全な森林整備を展開。

**保安林等の適切な管理・保全等の推進の目標**：天然生林約590万haを含む保安林等全体について、指定目的に応じた機能が持続的に確保されるなど良好な管理・保全等の実現を目指す。

**木材及び木質バイオマス利用の推進の目標**：望ましい森林の整備の確保はもとより循環型社会の形成、持続可能な社会の実現等の観点から、森林の整備を通じて供給される木材資源の利用を促進。

**国民参加の森林づくり等の推進の目標**：普及啓発及び広範な国民の直接参加による森林の整備・保全活動や森林環境教育を推進。

## ステップ・バイ・ステップの取組

地球温暖化対策推進大綱に基づき、ステップ・バイ・ステップのアプローチによりステップごとに必要となる取組を着実に実行。

**第1ステップ**：各地域における森林吸収源対策の展開に向けた行動計画の作成、森林・林業の担い手の確保等の体制整備に直ちに着手するとともに、施策の重点化・効率化等を徹底し、最大限の効果の確保を図る。

**第2ステップ**：第1ステップでの対策の進捗状況等を踏まえ、目標の達成に必要な追加的な施策を含め森林整備等の強化を図る。

**第3ステップ**：第2ステップまでの対策展開の成果を踏まえつつ、目標の達成に万全を期するために必要な施策を着実に進める。

森林吸収量にかかる報告・検証体制については、第1、第2ステップを通じて整備を図り、第3ステップにおいて適切に報告を行う。

## 実施にあたっての展開方向

民有林と国有林を通じ、山村と都市との連携を図りつつ、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって、各地域における森林整備の必要性等についての理解を共有し参画する取組として展開。

本対策の推進に当たっては、関係府省との連携を図るとともに、林業・木材産業の構造改革を推進しつつ、コスト縮減等により森林整備等の効率化を徹底し最大限の効果の確保を図る。

温室効果ガスの排出の抑制等のため政府自らが率先して実行することの意義は高いことから、政府の実行計画に基づき、国有林野における健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図るとともに、木材の利用等を進める。

## 具体的対策

**健全な森林の整備**：各地域において地方公共団体、林業関係者、NPO等幅広い関係者が参画して、管理不十分な森林の整備を着実かつ効率的に実施するための行動計画を作成。多様な森林整備や生物の生息・生育空間の適切な配置を確保し自然生態系の再生が図られるような取扱を、緑の雇用の取組を含めて推進。

**保安林等の適切な管理・保全等の推進**：森林の荒廃を防止するため、治山施設の効率的かつ効果的な整備に取り組むとともに、保安林制度の適切な運用により保安林の保全対策の適切な実施等を進める。

**木材・木質バイオマス利用の推進**：木材利用に関する国民への普及啓発、木材産業の構造改革等を通じた住宅や公共部門等への木材の利用拡大、木質資源の利用の多角化を進める。

**国民参加の森林づくり等の推進**：国民的課題である森林吸収源対策への直接参加や支援意識の醸成が図られるよう、植樹祭等のイベント等を通じた普及啓発、主体的かつ継続的な森林ボランティア活動、森林環境教育、森林の多様な利用等の推進により、森林づくりに関する幅広い国民の理解と参画を促進。

**吸収量の報告・検証体制の強化**：2007年に予定される吸収量の算定・報告体制にかかる条約事務局の審査に向けて、必要な森林資源情報の収集システムの整備等を進め、報告・検証体制を強化。